

議会運営委員会記録

開会年月日	令和2年8月4日
開会時刻	午後1時31分
閉会時刻	午前1時47分
出席委員名	◎上村和生 ○北村 勝 楠木宏彦 野崎隆太 野口佳子
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 西山則夫
	世古 明（議長）
	藤原清史（委員外議員）
欠席委員名	なし
署名者	楠木宏彦 野崎隆太
担当書記	中野 諭
審査案件	1 市議会臨時会の議事日程について
	2 オンライン会議について
説明員	議会事務局長 議会事務局次長 議事係長

会議の概要

上村委員長が開会を宣告。議長発言の後、直ちに会議に入り、会議録署名者に楠木委員、野崎委員の両委員を指名決定した。

始めに「市議会臨時会の議事日程について」を議題とし、中村議会事務局長から別紙のとおり説明したところ、質問もなく、事務局提案のとおり決定した。

次に、「オンライン会議について」を議題とし、中野議事係長から、別紙のとおりオンライン会議開催における課題などの説明があり、また、委員長から、常任委員会、議会運営委員会などをオンラインで開催するには様々な課題があることを踏まえ、課題を議論するために、今後非公式でオンライン会議を実施することの提案があり、若干の質問の後、本件についてはこの程度とし、委員会を閉会した。

上記署名する。

令和2年8月4日

委員長

委員

委員

【8月市議会臨時会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして御説明申し上げます。

本臨時会に提出されます案件は、お手元の案件表のとおり当局提出案件としまして「議案第78号」の1件でございます。内訳を申し上げますと、補正予算が1件でございます。

それでは、お手元の日程案を御覧ください。

8月市議会臨時会は、8月11日火曜日1日でお願いいたします。

当日は午前10時に本会議を開会いたしまして、議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第78号」を上程し、当局説明、質疑の後、関係常任委員会に審査付託いたします。

ここで本会議を休憩し、産業建設委員会、教育民生委員会、総務政策委員会をただいま申し上げました順序でお開き願ひ、付託案件の審査をお願いいたします。

委員会審査終了の報告を待って本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思っておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

なお、討論をされる方は、本会議が再開されるまでに討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議におきまして関係常任委員会に審査付託となっております「議案第78号」を日程に追加し、日程順序を変更して直ちに議題とし、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

なお、採決につきましては起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

以上で、本臨時会に提出の全議案を議了し、閉会となります。

以上のとおり日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

【オンライン会議について】

それでは「オンライン会議について」の資料を説明させていただきます。

資料は「総務省自治行政局行政課長名の通知およびQ & A」でございます。

議会におけるオンライン会議開催については、前提として新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点からというのがございます。

また、本会議については、前回会議でも、また後ほど説明させていただきますが、総務省はオンラインによる開催はできないとの見解でございます。

次に、会議の運営が条例・規則に則って行われているかどうかという点で、議会の会議は2種類に分けることができます。

まず、条例・規則に則って開かれる会議として、常任委員会・同協議会、特別委員会、議会運営委員会・同協議会、全員協議会があります。次に、任意に会議運営が行われるものとして、各派代表者会議、災害対策会議があります。

資料の総務省通知は、常任委員会等の条例・規則に則って運営される会議についてのQ & Aとなっております。

それでは、表紙を1枚めくっていただいて、1ページ目を御覧ください。

「1 基本的な考え方について」では、回答の一つめの点、「本会議については…認められていない。」とあるように、本会議についてはオンラインによる方法を活用することはできないとの回答であります。

次に少し飛びますが、4ページをお開きください。

「2 議事公開の要請への配慮について」でございます。

質問の「議事の公開の要請への配慮に関して」の回答におきまして、傍聴の機会の確保が課題となりますので、インターネット上での議事動画の公開が必要となります。

これについては、一部の委員さんがオンライン会議に参加する、全議員がオンライン会議に参加する場合で違いはありますが、例えば全議員がオンライン会議に参加した場合の傍聴については、会議のライブ配信（生中継）が検討課題となってまいります。

次に、5ページをお開きください。

「3 議員の本人確認について」でございます。

オンライン会議における本人の出席については、なりすましのないように本人確認の方法を確定する必要があります。また、オンライン会議開催の決定手続き等の検討も必要となります。

次に、7ページをお開きください。

「4 自由な意思表示の確保について」でございます。

3の回答に記載がありますが、投票による表決や選挙については困難でありますので、表決の方法についても検討が必要となってまいります。例えば、正副委員長の互選の場合ですと、委員長等の選挙において指名推選と投票の2通りがございます。しかしオンライン会議の場合ですと投票は困難であるなど、議会運営に制限が出てきます。

また、表決以外にも、議案の修正や秘密会についても運用方法の検討が必要となってまいります。

次に、9ページをお開きください。

「5 情報セキュリティ対策について」でございますが、会議における情報セキュリティについても今後の課題となってくると思われまます。

次に、10 ページを御覧ください。

「6 その他」でございますが、10 ページ中段の執行機関による説明でございますが、オンライン会議の開催の仕方により、執行機関の説明員が会議場所に参集するか会議室に分かれるかなどの検討が必要となってまいります。

説明は以上でございますが、検討結果次第では、委員会条例、会議規則の変更及び運営規程等の制定が必要となってまいりますので御承知おきください。

以上でございます。